

北海道感染症予防計画 (第5版)

平成30年3月

北海道

目次

はじめに

第1	感染症の予防の推進に関する基本的な方向	1
1	事前対応型行政の構築	1
2	道民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策	1
3	健康危機管理の観点に立った体制の構築	1
4	人権の尊重	1
5	道及び市町村の果たすべき役割	1
6	道民の果たすべき役割	2
7	医師等の果たすべき役割	2
8	獣医師等の果たすべき役割	2
9	予防接種の推進	2
第2	感染症の発生予防のための施策	
1	基本的な考え方	2
2	感染症発生動向調査	3
3	食品保健対策との連携	3
4	環境衛生対策との連携	3
5	保健所及び衛生研究所の役割分担等	3
6	関係機関及び関係団体との連携	4
第3	感染症のまん延防止のための施策	
1	基本的な考え方	4
2	検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院	4
3	感染症の診査に関する協議会	5
4	消毒その他の措置	5
5	積極的疫学調査	5
6	指定感染症への対応	5
7	新感染症への対応	5
8	食品保健対策との連携	5
9	環境衛生対策との連携	6
10	関係機関及び関係団体との連携	6
第4	感染症に係る医療提供体制の確保	
1	基本的な考え方	6
2	感染症に係る医療の提供体制	6
3	その他感染症に係る医療の提供体制	7
4	関係機関及び関係団体との連携	7
第5	感染症及び病原体等に係る調査及び研究	
1	基本的な考え方	7
2	調査及び研究の推進	7
3	関係機関及び関係団体との連携	8
第6	感染症の病原体等検査の実施体制及び検査能力の向上	
1	基本的な考え方	8
2	病原体等の検査の推進	8
3	病原体等の検査情報の収集、分析及び公表	8
4	関係機関及び関係団体との連携	8
第7	感染症に係る人材の養成	
1	基本的な考え方	8
2	人材の養成	8
第8	感染症に関する知識の普及啓発及び感染症患者等の人権の尊重	
1	基本的な考え方	9
2	知識の普及啓発及び患者等の人権の尊重に関する方策	9
第9	特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保	
1	基本的な考え方	9
2	特定病原体等の適正な取扱いのための施策	9
第10	緊急時における感染症の発生予防及びまん延防止、医療の提供のための施策 (道と市町村及び他都府県等との連絡体制確保を含む。)	
1	緊急時における感染症の発生予防及びまん延の防止並びに医療の提供の ための施策	9
2	国との連絡体制	10

3	道と市町村及び他都府県等との連絡体制	1 0
第11	エキノコックス症の予防の推進	1 0
第12	その他感染症の予防の推進に関する重要事項	
1	施設内感染の防止	1 0
2	災害防疫	1 1
3	感染症の国内への侵入防止	1 1
4	動物由来感染症対策	1 1
5	外国人に対する適用	1 1
6	その他の総合的な対策の推進を図る必要がある特定感染症	1 1

はじめに

北海道感染症予防計画（以下「予防計画」という。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「法」という。）第10条の規定並びに法第9条の規定による「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）及び法第11条の規定による「特定感染症予防指針」に基づく感染症の予防のための施策の実施に関する計画である。

予防計画（第4版）を策定した平成20年3月から10年が経過し、この間、平成21年には新型インフルエンザが世界的な大流行となり、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）が制定されたことをはじめ、鳥インフルエンザ（H7N9）及び中東呼吸器症候群（MERS）の二類感染症への追加や、後天性免疫不全症候群、風しん、蚊媒介感染症の特定感染症予防指針の制定など、感染症に関する法制度等は大きく変化している。

これらの変化を踏まえ、基本指針及び特定感染症予防指針に基づき、人権を尊重しつつ、本道の感染症対策を総合的に推進するため、計画を策定する。

計画期間は平成30年度からおおむね6年間とする。

本計画は社会情勢の変化や基本指針及び特定感染症予防指針の変更など、必要があると認めるときは、これを改定するものとする。

第1 感染症の予防の推進に関する基本的な方向

1 事前対応型行政の構築

感染症対策は、国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに国民及び医師等医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備や予防計画、特定感染症予防指針に基づく取り組みを通じ、普段から感染症の発生予防及びまん延防止に重点を置いた事前対応型の行政として取り組むものとする。

2 道民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

医学・医療の進歩等により、多くの感染症の予防・治療が可能になってきているため、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の道民への積極的な公表を進めつつ、道民個人個人における予防と感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる感染症対策の推進を図るものとする。

3 健康危機管理の観点に立った体制の構築

感染症は、周囲へまん延する可能性があることから、道民の健康を守るための危機管理（以下「健康危機管理」という。）の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められる。このため、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制を確立するとともに、予防計画並びに健康危機管理の段階に応じた行動計画等の策定及びその周知を通じ、行政機関内の関係部局はもちろんのこと、その他の関係機関・団体等が適切に連携して迅速かつ的確に対応できる体制を構築するものとする。

4 人権の尊重

- (1) 感染症の患者等を社会から切り離すといった視点ではなく、感染症の予防と患者等の人権尊重の両立を基本とする観点から、患者個人の意志や人権を尊重し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には、早期に社会復帰できるような環境の整備を進めるものとする。
- (2) 感染症に関する個人情報の保護に十分留意するものとする。また、感染症に対する差別や偏見を解消するため、報道等に関し協力を求めるとともに、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努めるものとする。

5 道及び市町村の果たすべき役割

- (1) 道及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ、相互に連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに感染症の患者等の人権を尊重し、次に掲げる施策の推進を図るものとする。
 - ア 発生予防及びまん延防止のための施策

イ 正しい知識の普及、情報の収集・分析及び公表

ウ 調査・研究

エ 人材の養成・資質の向上及び確保

オ 迅速かつ正確な検査体制の整備及び社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備

- (2) 道と保健所を設置する市は、相互に連携して感染症対策の実施に当たるものとする。
- (3) 道及び保健所を設置する市（以下「道・保健所設置市」という。）は、保健所を地域における感染症対策の中核的機関として、また、北海道立衛生研究所、札幌市衛生研究所及び函館市衛生試験所（以下「衛生研究所」という。）を本道における感染症の技術的かつ専門的な機関として、それぞれの役割が十分に果たされるよう、これらの機能の強化等を進めるものとする。
- (4) 道・保健所設置市は、道内で複数の保健所にわたる広域的な感染症患者の発生や感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の保健所と連携して感染症対策を行うとともに、情報の収集・分析・提供や医療提供に係る協力など、相互に必要な役割を果たすものとする。
- (5) 道・保健所設置市は、複数の都府県等（都府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の区市や、人及び物資の移動に関して関係の深い都府県等と相互に協力しながら感染症対策を行う必要がある。また、このような場合に備えるため、国と連携を図りながら、これらの都府県等との協力体制についてあらかじめ協議しておく。

6 道民の果たすべき役割

道民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うとともに、偏見や差別をもって感染症の患者等の人権を損なわないよう、努めるものとする。

7 医師等の果たすべき役割

- (1) 医師その他の医療関係者は、道民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で道及び市町村の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう、努めるものとする。
- (2) 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生予防やまん延防止のために必要な措置を講ずるよう、努めるものとする。

8 獣医師等の果たすべき役割

- (1) 獣医師その他の獣医療関係者は、道民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で道及び市町村の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めるものとする。
- (2) 動物等取扱業者（法第5条の2第2項に規定する者をいう。以下同じ。）は、道民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう、努めるものとする。

9 予防接種の推進

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症の予防対策の中で、感受性対策を担う重要なものである。このため、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、道民の理解を得つつ、適切な予防接種の推進に努めるものとする。

第2 感染症の発生予防のための施策

1 基本的な考え方

- (1) 感染症の発生予防のための施策については、事前対応型行政の観点に立って、その推進を図るものとする。
- (2) 感染症の発生予防のために日常行われるべき施策については、2に定める感染症発生動向調査を中心とする対策に加え、平時（患者発生後の対応時（法第4章又は法第5章の規定による措置が必要とされる状態をいう。以下同じ。）以外の状態をいう。以下同じ。）における3に定める食品保健対策、4に定める環境衛生対策等が重要であり、これらの対策の推進に当たっては、関係機関及び関係団体と十分な連携を図りながら、適切に対応するものとする。
- (3) 予防接種による予防が可能でワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症について

は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき適切に予防接種が行われることが重要であり、市町村は、地域の医師会等と十分な連携を図りながら、個別接種の推進等対象者が予防接種をより安心して受けられるような環境の整備に努めるものとする。また、道及び市町村は、予防接種を希望する者に対し、予防接種が受けられる場所、機関等についての情報を積極的に提供していくものとする。

2 感染症発生動向調査

- (1) 感染症発生動向調査は、感染症の予防のための施策の推進に当たって最も基本的な事項であり、道・保健所設置市は、感染症発生動向調査を適切に実施するものとする。
- (2) 感染症に関する情報の収集・分析及び公表については、全国一律の基準及び体系を進めていくことが不可欠であり、道・保健所設置市は、特に現場の医師に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、医師会等の協力を得ながら、その調査を適切に進めるものとする。
- (3) 道・保健所設置市は、法第12条に規定する医師の届出の義務について、医師会等を通じその徹底を図り、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえ、適時、感染症発生動向調査の実施方法の見直しについて検討する。また、道は、法第14条第1項及び第14条の2第1項に規定する届出機関の指定に当たっては、感染症の発生の状況及び動向を正確に把握できるよう、その指定を行うものとする。
- (4) 法第13条の規定による届出を受けた知事・保健所を設置する市の長（以下「知事・保健所設置市長」という。）は、当該届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、速やかに第3の5に定める積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講ずるものとする。この場合においては、保健所、衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等が相互に連携するものとする。
- (5) 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であるとともに、感染症の発生予防及びまん延防止のために極めて重要な意義を有している。このため、道・保健所設置市は、衛生研究所等を中心として、病原体に関する情報が統一的に収集・分析及び公表される体制を構築するとともに、患者や病原体に関する情報を全国一律の基準及び体系で一元的に収集・分析等を行う感染症発生動向調査体制を構築するものとする。また、衛生研究所等が必要に応じて医療機関等の協力も得ながら、病原体の収集・分析を行うこととする。

3 食品保健対策との連携

飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防には、感染症対策担当部門と食品保健担当部門の役割分担と連携が重要であり、道・保健所設置市は、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防の指導等に当たっては、食品保健担当部門が主体となり、二次感染によるまん延防止等の情報の公表や指導に当たっては、感染症対策担当部門が主体となってそれぞれが十分連携を図りながら対応するものとする。

4 環境衛生対策との連携

- (1) 平時における水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生予防対策に当たっては、道・保健所設置市の感染症対策担当部門と環境衛生担当部門とが十分連携を図りながら、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除並びに防鼠及び防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報の提供、カラス等の死亡鳥類の調査、関連業種への指導等を行うものとする。
- (2) 平時における感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠及び防虫については、地域の実情に応じ、市町村が各々の判断で適切に実施するものとする。また、駆除に当たっては、過剰な消毒及び駆除とならないよう、配慮するものとする。

5 保健所及び衛生研究所の役割分担等

- (1) 保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症の発生予防に当たるとともに、感染症に関する情報の把握をはじめとする感染症の発生予防対策について、郡市医師会及び医療機関等と十分連携を図るものとする。
- (2) 衛生研究所は、感染症の技術的かつ専門的な機関として、保健所と連携の下に、関係機関に

対して迅速かつ的確な病原体に関する情報を提供できるよう、検査機能の強化等を進めるものとする。

6 関係機関及び関係団体との連携

感染症の発生予防対策を効果的かつ効率的に進めていくため、道及び市町村は、感染症対策担当部門、食品保健担当部門、環境衛生担当部門等が緊密な連携を図るとともに、国、他の地方公共団体及び医師会等の関係団体と十分連携を図るものとする。

第3 感染症のまん延防止のための施策

1 基本的な考え方

- (1) 感染症のまん延防止対策の実施に当たっては、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、健康危機管理の観点に立って、迅速かつ的確に対応するとともに、良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の推進を図るものとする。
- (2) 感染症のまん延防止のためには、道・保健所設置市が感染症発生動向調査等による情報の提供を適時・適切に行うことにより、患者等を含めた道民、医療関係者等の理解と協力に基づいて、道民が自ら予防に努め、健康を守る努力を行うものとする。
- (3) 知事・保健所設置市長は、感染症の患者等に対する健康診断の措置、入院措置や就業制限など、対人措置（法第4章に規定する措置をいう。以下同じ。）として一定の行動制限を伴う対策については必要最小限のものとし、その対人措置に当たっては、患者等の人権を尊重するものとする。
- (4) 知事・保健所設置市長は、対人措置及び消毒その他の措置として対物措置（法第5章に規定する措置をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を活用し、適切に対応するものとする。
- (5) 道・保健所設置市は、特定の地域に感染症が集団発生した場合に対応するため、あらかじめ相互の連携体制や医師会等の関係団体との連携体制を、確保しておくものとする。
- (6) 道・保健所設置市は、広域的に感染症がまん延した場合には、国に対し技術的な援助等を要請するとともに、相互に連携してまん延防止対策を実施するものとする。
- (7) 知事は、感染症のまん延防止のため緊急の必要があるときは、必要に応じ、予防接種法第6条に基づく指示を行い、臨時的予防接種が適切に行われるようにする。

2 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院

- (1) 対人措置を講ずるに当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報を対象となる患者等に提供し、理解と協力を求めることを基本とし、その措置に必要な手続きは、人権尊重の観点から必要最小限のものとするとともに、審査請求に係る教示等の手続き及び法第20条第6項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行うものとする。
- (2) 検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者とする。
- (3) 健康診断の勧告等については、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象として行うものとする。
- (4) 就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇や一時的に就業制限対象外の業務に従事すること等により対応することが基本であり、道・保健所設置市は、対象者及びその他の関係者に対し、こうした対応について十分な説明を行うものとする。
- (5) 入院勧告等に基づく入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供を行うことを基本とし、道・保健所設置市は、法第24条の2に基づく処遇についての知事・保健所設置市長に対する苦情の申出や、必要に応じて、十分な説明及びカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう、医療機関に対し要請を行うものとする。

知事・保健所設置市長が入院の勧告を行うに当たっては、患者等に対し入院の理由、退院請求、審査請求等の入院勧告の通知に記載する事項を含め、十分な説明を行うものとする。また、入院勧告等を行った場合にあっては、道・保健所設置市は、その講じた措置の内容及び医療機関から提供された医療の内容、患者の病状等について、患者ごとに記録票を作成する等の統一

的な把握を行うものとする。

- (6) 知事・保健所設置市長は、入院勧告等に基づく入院患者等から法第22条第3項に基づく退院請求があった場合には、当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行うものとする。

3 感染症の診査に関する協議会

法第24条に基づく感染症診査協議会は、感染症のまん延防止の観点からの専門的な判断とともに、患者等への適切な医療の提供及び人権の尊重の観点からの判断も担う機関であり、その運営及び委員の任命に当たっては、この趣旨を十分踏まえて行うものとする。

4 消毒その他の措置

消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入り制限又は封鎖、交通の制限又は遮断等の措置を講ずるに当たっては、知事・保健所設置市長及び知事から指示を受けた市町村長は、可能な限り関係者の理解を得ながら実施するよう努めるとともに、これらの措置は、個人の権利に配慮しつつ、必要最小限のものにとどめるものとする。

5 積極的疫学調査

- (1) 法第15条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（以下「積極的疫学調査」という。）については、国際交流の進展等に即応し、より一層、その内容を充実させることとする。

また、積極的疫学調査は、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合、②五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合、③国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合⑤その他知事・保健所設置市長が必要と認める場合に行うものとする。また、積極的疫学調査においては、保健所、衛生研究所、動物等取扱業者に指導を行う機関等が密接な連携を図ることにより、地域における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速かつ的確に進めていくものとする。

- (2) 知事・保健所設置市長は、積極的疫学調査に当たっては、必要に応じ国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、他の都府県等の地方衛生研究所等の協力を得ながら実施するものとする。
- (3) 緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合には、調査を行う地域の実情を把握している道・保健所設置市が国と連携を図りながら必要な情報の収集を行うものとする。

6 指定感染症への対応

知事・保健所設置市長は、政令により指定された感染症にかかっていると疑われる者を診断した旨の医師からの届け出があった場合には、政令で適用することが規定された法的な措置に基づき適切に対応するものとする。

7 新感染症への対応

知事・保健所設置市長は、新感染症にかかっていると疑われる者を診断した旨の医師からの届け出があった場合には、直ちに国に通報し、技術的な指導及び助言を求め、又は指示を受けながら、必要な対応を行うものとする。

8 食品保健対策との連携

- (1) 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、道・保健所設置市は、食品保健担当部門が主として病原体の検査等を行い、感染症対策担当部門が患者に関する情報を収集するなどの役割分担により、相互に連携を図りながら、迅速な原因究明を行うものとする。
- (2) 病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、道・保健所設置市は、食品保健担当部門が、一次感染を防止するため原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分の手続きを行うものとし、感染症対策担当部門が、必要に応じ消毒等を行うものとする。
- (3) 二次感染による感染症のまん延防止については、道・保健所設置市の感染症対策担当部門は、感染症に関する情報の公表を行う等必要な措置を講じ、その防止を図るものとする。
- (4) 原因となった食品等の究明に当たっては、必要に応じ衛生研究所、国立試験研究機関等と

の連携を図るものとする。

9 環境衛生対策との連携

水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延防止のための対策を講ずるに当たっては、道・保健所設置市の感染症対策担当部門は、環境衛生担当部門との連携を図るものとする。

10 関係機関及び関係団体との連携

感染症のまん延防止、特に感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応を行うため、道及び市町村は、国、他の地方公共団体及び医師会等の関係団体と十分連携を図るものとする。

第4 感染症に係る医療提供体制の確保

1 基本的な考え方

- (1) 医学・医療の著しい進歩等により、多くの感染症について治癒が可能となってきたことを踏まえ、感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症病原体の感染力の減弱・消失等に努め、感染症のまん延防止を図るものとする。
- (2) 医療現場においては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担保しながら一般の医療の延長線上で行われるべきであるとの認識の下に、良質かつ適切な医療の提供を行う必要があり、このため、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関においては、感染症の患者に対し、感染症以外の患者と同様の療養環境における医療の提供、通信の自由を実効的に担保するための必要な措置、不安解消のための十分な説明とカウンセリング（相談）を行うなど、適切に対応するものとする。また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うものとする。
- (3) 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関は、地域における感染症医療の中核的機関としての役割を果たすとともに、感染症指定医療機関相互間及び衛生研究所との緊密な連携を図るほか、必要に応じ、特定感染症指定医療機関及び国立感染症研究所等との連携を図るものとする。

2 感染症に係る医療の提供体制

- (1) 知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当し、これと併せて二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院も担当する医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第38条第2項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感染症指定医療機関を1か所指定するものとする。
この場合において、当該指定に係る病床の数は2床とする。
- (2) 知事は、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第38条第2項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第二種感染症指定医療機関を二次医療圏（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第12号に規定する区域をいう。以下同じ。）ごとに原則として1か所指定するものとする。この場合において、当該指定に係る病床の数は、当該二次医療圏の人口を勘案して必要と認める数（以下「必要病床数」という。）とする。
ただし、以下の条件を全て満たす場合は、一つの病院を複数の二次医療圏の区域内の二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる第二種感染症指定医療機関として指定できるものとする。
ア 地理的条件、社会的条件、交通事情等に照らし、一つの病院に複数の二次医療圏の区域内の二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させることが効率的であると認められる場合
イ 当該指定に係る病床が当該複数の二次医療圏の区域内の人口を勘案して必要と認める病床数の総和以上となる場合
- (3) 知事・保健所設置市長は、感染症の患者の移送に関し、関係市町村及び消防機関に対し、感染症に関する情報を適切に提供するなど緊密な連携を図り、その迅速かつ適切な移送を確保するとともに、まん延防止を図るものとする。

また、消防機関が移送した傷病者が法第12条第1項第1号等に規定する患者であると医療機関が判断した場合には、当該医療機関から消防機関に対し、当該感染症等に関する必要な情報提供を行うものとする。

- (4) 一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザ等感染症の汎流行時には、一般医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させる必要がある場合には、道・保健所設置市は、医師会等の関係団体と緊密な連携を図り、適切に対応するものとする。
- (5) 道は、新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時にその予防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努めるものとする。

3 その他感染症に係る医療の提供体制

- (1) 感染症の患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一類感染症又は二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者であっても、最初に診察を受ける医療機関は、一般の医療機関であることが多く、三類感染症、四類感染症又は五類感染症については、原則として一般の医療機関において医療が提供されるものであることから、これらの医療機関においては、国及び道・保健所設置市から公表される感染症に関する情報を積極的に把握し、同時に医療機関内の感染症のまん延防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、感染症の患者について差別的な取扱いを行うことなく、良質かつ適切な医療の提供がなされるよう、努めるものとする。
- (2) 一類感染症、二類感染症等であって、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合には、道が、当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制を確立することにより、地域における医療提供体制に混乱が生じないように努めるものとする。
- (3) 道・保健所設置市は、一般の医療機関における感染症の患者への良質かつ適切な医療の提供が確保されるよう、医師会等の関係団体と緊密な連携を図るものとする。

4 関係機関及び関係団体との連携

- (1) 道は、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供体制の確保を図るため、感染症指定医療機関に対し、必要な指導を積極的に行うとともに、これらの医療機関等と緊密な連携を図るものとする。
- (2) 保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症指定医療機関や地域の医師会等の関係団体と緊密な連携を図るものとする。
- (3) 感染症の患者に係る医療は、一般の医療機関においても提供されるものであることから、道・保健所設置市は、医師会等の関係団体との連携を通じて、一般の医療機関と有機的な連携が図られるよう努めるものとする。

第5 感染症及び病原体等に係る調査及び研究

1 基本的な考え方

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるものであることから、感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策の基本となるものである。このため、道・保健所設置市は、関係機関との緊密な連携を図るとともに、人材の育成等の取組などに努め、調査及び研究を推進するものとする。

2 調査及び研究の推進

- (1) 道・保健所設置市は、計画的に調査・研究を推進するものとし、その実施に当たっては、感染症対策の中核的機関である保健所及び感染症及び病原体等の技術的かつ専門的機関である衛生研究所と十分連携を図るものとする。
- (2) 保健所は、感染症対策に必要な疫学的調査・研究を衛生研究所や医療機関等との連携の下に進め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たすものとする。
- (3) 衛生研究所は、保健所等との連携の下に、感染症及び病原体等の調査・研究、試験検査並びに感染症及び病原体等の情報の収集・分析等を進め、技術的かつ専門的機関としての役割を果たしていくものとする。
- (4) 感染症に係る調査・研究に当たっては、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する人材の活用を図るものとする。

3 関係機関及び関係団体との連携

衛生研究所は、国立感染症研究所等の関係研究機関と十分な連携を図りながら、感染症及び病原体等に関する調査・研究を進めるものとする。

第6 感染症の病原体等検査の実施体制及び検査能力の向上

1 基本的な考え方

- (1) 感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能力（以下「病原体等の検査体制等」という。）を十分に有することは、迅速かつ適確な検査につながるものであり、そのことが患者等の人権の尊重、感染の拡大防止等に極めて重要である。
- (2) 衛生研究所及び保健所における病原体等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第七条の三及び第八条の規定に基づき整備し、管理するものとする。このほか、感染症対策においては、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関及び民間の検査機関等における検査体制を確保することも必要であることから、道・保健所設置市は、必要に応じて、これらに対する技術的支援等に努めるものとする。

2 病原体等の検査の推進

- (1) 衛生研究所は、一類感染症の病原体等に関する検査について、その検査能力に応じて国立感染症研究所、他の都府県等の地方衛生研究所等の関係機関と連携を図りながら、迅速かつ確に実施するものとする。
また、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の病原体等については、衛生研究所において、人体から検出される病原体及び水、環境又は動物に由来する病原体の検出に努めるものとする。
- (2) 衛生研究所は、病原体等の試験検査機能の向上を進めるとともに、地域の検査機関の資質向上及び精度管理に向けて、積極的な情報の収集・提供及び技術的指導に努めるものとする。
- (3) 保健所は、衛生研究所と連携しながら、その能力に応じ、地域における試験検査機関としての役割を果たしていくものとする。

3 病原体等の検査情報の収集、分析及び公表

感染症の病原体等に関する情報の収集・分析及び公表は、患者に関する情報とともに、感染症発生動向調査の中核をなす重要なものであり、道・保健所設置市は、病原体等に関する情報の収集・分析を積極的に行うとともに、患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に公表するものとする。

4 関係機関及び関係団体との連携

道・保健所設置市は、病原体等に関する情報の収集に当たっては、医師会等の関係団体及び民間検査機関等と十分連携を図るものとする。また、特別な技術が必要とされる病原体等の検査については、国立感染症研究所及び大学の研究機関等と連携を図りながら実施するものとする。

第7 感染症に係る人材の養成

1 基本的な考え方

国内において感染者が減少している感染症に関する知見を十分有する者が少なくなっていることや、新たな感染症対策に対応できる知見を有する多様な人材が必要となっていることを踏まえ、道・保健所設置市は、感染症に関する幅広い知識や研究成果を医療現場へ普及する等の役割を担う人材の養成を進めるものとする。

2 人材の養成

- (1) 知事・保健所設置市長は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症に関する研修会に保健所及び衛生研究所職員等を積極的に派遣するとともに、この研修により習得した専門的な知識を十分活用するものとする。
- (2) 道・保健所設置市は、保健所職員及び市町村職員等を対象とする感染症に関する研修会を開催すること等により、感染症対策を担う人材の養成を図るものとする。
- (3) 感染症指定医療機関は、その勤務する医師の能力向上のための研修等を実施するとともに、医師会等の関係団体においても、会員等に対し感染症に関する研修等の実施に努めるものとする。

る。

- (4) 道・保健所設置市は、関係団体と連携を図りながら、感染症に関する研修会等への積極的な参加を進めるなど、関係者の資質の向上に努めるものとする。

第8 感染症に関する知識の普及啓発及び感染症患者等の人権の尊重

1 基本的な考え方

- (1) 道及び市町村は、感染症の発生に関する適切な情報の提供及び感染症とその予防に関する正しい知識の普及を行うとともに、感染症のまん延防止のための措置を行うに当たっては、患者等の人権を尊重するものとする。
- (2) 医師等は、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供するよう、努めるものとする。
- (3) 道民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うとともに、偏見や差別により患者等の人権を損なわないよう、努めるものとする。

2 知識の普及啓発及び患者等の人権の尊重に関する方策

- (1) 道及び市町村は、感染症の予防や患者等への差別や偏見の排除を進めるため、各種の研修や相談等の場を通じて感染症に関する正しい知識の普及とその定着を図るものとする。特に、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症に関する情報提供や相談等に積極的に対応するものとする。
- (2) 道・保健所設置市は、患者等のプライバシーの保護を図るため、関係職員に対し研修等を通じてその徹底を図るとともに、医療機関等に対し適切な指導を行うものとする。
- (3) 道・保健所設置市は、医師が感染症に関する届出を行った場合には、当該医師が状況に応じて、患者等に対し当該届出の事実等を通知するよう、その徹底に努めるものとする。
- (4) 報道機関においては、常時、的確な情報の提供がなされることが重要であることから、道・保健所設置市は、平常時から適切な連携を図るものとする。
- (5) 道・保健所設置市は、必要に応じて連絡会議等を開催するなど、医師会等の関係団体との連携を図るものとする。

第9 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保

1 基本的な考え方

特定病原体等の適正な取扱いについては、国内における病原体等の試験研究、検査等の状況、国際的な病原体等の安全管理の状況その他の特定病原体等の適正な取扱いに関する国内外の動向を踏まえつつ行うこととする。

2 特定病原体等の適正な取扱いのための施策

- (1) 道・保健所設置市は、国と連携し、特定病原体等を所持する衛生研究所等に対して、特定病原体等の適切な取扱い等に関する情報を提供することとする。
- (2) 特定病原体等を所持する衛生研究所等は、法の規定を遵守し、その管理の徹底を図ることとする。また、事故及び災害等が発生した場合においては、国及び道等と十分な連携を図り、特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することとする。

特定病原体等

生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するため、病原体等の管理体制を確立するため、法に「特定病原体等」に関する項目が制定された。法においては「特定病原体等」は病原性の程度のほか、国民の生命および健康に与える影響の強さにより一種病原体等から四種病原体等に分類し、所持、輸入等の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制が講じられている。なお、「病原体等」とは感染症の病原体及び毒素と定義されている。

第10 緊急時における感染症の発生予防及びまん延防止、医療の提供のための施策（道と市町村及び他都府県等との連絡体制確保を含む。）

1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

- (1) 道は、一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な情報収集、分析、公表及び医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定め、公表することとする。なお、緊急時における初動措置の実施体制については、あらかじめ定めた「北海道感染症対策マニュアル」等によるも

のとする。

- (2) 道は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策を講じることとする。
- (3) 国が、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認め、道・保健所設置市の行う事務について必要な指示を行った場合には、道・保健所設置市は、国と連携しながら迅速かつ的確な対策を講じることとする。
- (4) 国が、国民の生命及び身体を保護するために緊急の必要があると認め、道・保健所設置市に対して、感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力を要請した場合は、道・保健所設置市は国と連携しながら迅速かつ的確な対策を講じることとする。
- (5) 新感染症の患者の発生や生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場合など、十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされる場合には、道・保健所設置市は国に、その職員や専門家の派遣等の支援を要請することとする。

2 国との連絡体制

知事・保健所設置市長は、新感染症をはじめとする重大な感染症への対応など緊急と認める場合にあっては、迅速かつ確実な方法により国へ連絡を行い、また、道・保健所設置市における患者の発生状況等の情報を国に提供するとともに、必要に応じて関係職員及び専門家の派遣や受け入れなどについて、緊密な連携を図るものとする。

3 道と市町村及び他都府県等との連絡体制

- (1) 道は、市町村及び他都府県等と緊密な連絡体制を確保するとともに、感染症の発生状況や緊急度等を勘案し、必要に応じて相互に関係職員や専門家の派遣等について連携を図るものとする。また、道・保健所設置市は、消防機関等に対し、必要に応じて感染症に関する情報等を適切に提供するものとする。
- (2) 道・保健所設置市は、関係市町村に対し、医師等からの感染症に関する届出に基づき必要な情報等の提供を行うとともに、緊急時における相互の連絡体制を確保しておくものとする。
- (3) 複数の市町村にわたり感染症が発生した場合であって緊急を要するときは、道は、統一的な対応方針の提示や近隣保健所間や市町村間の緊密な連絡・協力体制の確保等、指導的な立場に立って適切な対応を行うものとする。
- (4) 複数の都道府県等にわたり感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合には、道は、必要に応じて関係する都府県等と協力し、対策連絡協議会を設置するなど緊密な連絡体制の確保を図るものとする。
- (5) 道及び市町村は、医師会等の関係団体等との緊密な連絡体制の確保を図るものとする。

第 1 1 エキノコックス症の予防の推進

本道の特有の感染症であるエキノコックス症について、対策を積極的に推進するため、道は、別に定める「北海道エキノコックス症対策実施要領」等に基づき、市町村や関係機関及び関係団体と密接な連携を図りながら、道民に対する知識の普及や感染源等の調査研究などの対策を総合的に推進するものとする。また、道は、エキノコックス症対策の推進に当たっては、保健所設置市と密接な連携を図るものとする。

第 1 2 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

1 施設内感染の防止

- (1) 病院、診療所、老人福祉施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、道・保健所設置市は、これら施設の開設者又は管理者に対し、最新の医学的知見を踏まえた施設内感染に関する情報を、積極的に提供するものとする。
- (2) 施設の開設者及び管理者は、感染症に関する情報等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、施設内の患者等や職員の健康管理により、感染症が早期に発見されるよう努めるものとする。
- (3) 道・保健所設置市は、医療機関において実際に取った院内感染に関する措置等の情報を、医師会等の関係団体の協力を得ながら、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に提供し、

その普及を図るものとする。

2 災害防疫

災害の発生時における防疫措置は、生活環境の悪化や被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件が重なる中で行われることが多いことから、知事・保健所設置市長は、災害等の状況に応じて、迅速かつ的確に所要の措置を講じるとともに、保健所等を拠点として、迅速な医療機関の確保、防疫活動及び保健活動等を実施し、感染症の発生予防及びまん延防止を図るものとする。

3 感染症の国内への侵入防止

検疫法（昭和26年法律第201号）第18条第3項、第26条の3の規定により検疫所長から健康に異常を生じた者に対し指示した事項等に係る通知を受けた知事・保健所設置市長は、法第15条の2等の規定に基づく措置を講じることにより、また、検疫法第22条第2項に規定する検疫港以外に入港した船舶の長等から通報を受けた保健所長は、第22条第3項の規定に基づく措置を講ずることにより、感染症の病原体の国内への侵入防止を図るものとする。

4 動物由来感染症対策

- (1) 道・保健所設置市は、動物由来感染症に対する必要な措置等を速やかに行うため、獣医師等に対し、法第13条に規定する届出の義務について、その周知を図るとともに、保健所等と関係機関及び獣医師会などの関係団体等との情報交換を行うこと等により連携を図って、道民への情報提供を進めるものとする。
- (2) 道・保健所設置市は、積極的疫学調査の一環として動物の病原体保有状況調査（動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査をいう。）により広く情報の収集を行うことが重要であるため、保健所等と関係機関及び獣医師会などの関係団体等とが連携を図りながら調査に必要な体制の構築を図るものとする。
- (3) ペット等の動物を飼育する者は、(1)により道民に提供された情報等により動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるものとする。
- (4) 動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、媒介動物対策や、動物等取扱業者への指導、獣医師との連携等が必要であることから、感染症対策部門と動物に関する施策を担当する部門と適切に連携をとりながら対策を講じるものとする。

5 外国人に対する適用

法は、道内に居住し又は滞在する外国人についても同様に適用されるため、保健所等の窓口感染症対策を外国語で説明したパンフレットを備えておく等、外国人への情報提供に努めるものとする。

6 その他の総合的な対策の推進を図る必要がある特定感染症

結核については、依然として国内における最大の慢性感染症であり、引き続き、総合的な取組を徹底していくことが重要であることから、別に定める「北海道結核予防プラン」に基づき実施するものとする。

また、インフルエンザや性感染症などの特に総合的に予防のための施策を推進することとされている特定の感染症（結核除く）については、本計画によるもののほか、国の定める特定感染症予防指針に基づき対策を講じるものとする。

なお、本計画は「北海道総合計画」の生活・安心分野における生涯を通じた健康づくりの推進などの政策に関連し、感染症対策を総合的に推進するための基本的な方向性を明らかにするための特定分野別計画であり、また、「Sustainable Development Goals:SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に資するものです。

「Sustainable Development Goals:SDGs（持続可能な開発目標）」
2015年の国連サミットで「Transforming our world: 2030 Agenda for Sustainable Development（我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ）」が採択され、これにより、17のゴールと169のターゲットからなる「Sustainable Development Goals:SDGs（持続可能な開発目標）」が定められた。